

# ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター  
第22号 2005年1月

## HEADLINE

日本のアジア諸国に対する法制度整備支援の活動が本格的に始まり約10年を経過しました。この間日本の支援に携わる政府及び民間の機関や団体並びに法曹、学術関係者の裾野は広がり、対象国の民事諸法の制定、改正/司法運用制度改革/司法関係者の研修、人材育成等について目に見えた成果が上がってきております。

最近これらの活動に直接関与された方々が法整備支援活動の取組について経験をまとめられ、また新しい課題や将来の展望について論考を発表されており、その内容は当財団会員はじめ関係者の皆様にも大変参考となるものであります。

本号にはその中から下記論考について掲載をさせていただきましたので、是非ご一読下さい。

### (目次)

1 「法整備支援の新しい課題」 ..... 2 頁

執筆者 田内正宏氏

2003年4月～2004年9月 法務総合研究所国際協力部長  
現在 東京地方検察庁総務部長

財団法人日本法律家協会発行<法の支配 No.135 (2004年10月号)>に  
掲載された論考を執筆者及び発行者のご了承を得まして転載させて  
いただきました。

2 「日弁連の国際司法支援活動の将来像」 ..... 7 頁

執筆者 矢吹公敏氏

弁護士(東京弁護士会)、矢吹法律事務所  
日本弁護士連合会国際室長

3 「国際司法支援の最前線：途上国の現場と弁護士」 ..... 9 頁

執筆者 赤羽 貴氏

弁護士(第二東京弁護士会)、アンダーソン・毛利法律事務所  
日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

2, 3とも日本弁護士連合会発行<自由と正義 Vol.55 (2004年9月号)>に掲載  
された論考を執筆者及び発行者のご了承を得まして転載させていただきました。

## 法整備支援の新しい課題

### 1. 法整備支援の歩み

日本の学者・実務家、国の関係機関等がアジアの開発途上国に対する法整備支援に取り組み始めて十年余が経過した。法務省も、1994年にベトナムに対する国別研修を実施したのを始めとして、カンボジア、ラオスなどアジア諸国に対する法整備支援に取り組み、対象国も、その後、インドネシア、ウズベキスタンなどに拡大し、対象機関も、これらの国の司法省のほか、裁判所、検察院、法曹養成校等に広がった。

この法整備支援活動は、政府開発援助(ODA)の一環として、開発途上国における法令及びその運用体制の整備を支援するものであり、立法支援、人材育成支援等の分野において実施してきた。これまで行われてきた法整備支援のうち、カンボジアに対する支援において、日本側の民法部会（部会長・森嶽昭夫（財）地球環境戦略研究機関理事長）及び民事訴訟法部会（部会長・竹下守夫駿河台大学学長）が、それぞれ、2003年3月までに民法草案及び民事訴訟法草案を完成させてカンボジア側に引き渡したことは法整備支援の大きな成果として挙げられる。

この間、政府開発援助の効果的な実施が強調され、法整備支援でも特に人材育成の分野では、明確な目標の設定と具体的な成果を目指すことが要請されてきている。

本稿では、法務総合研究所国際協力部の法整備支援活動のうち、人材育成の分野を中心として、カンボジア、ベトナム、インドネシア及びウズベキスタンにおける新たな試みについて紹介する。

### 2. 法整備支援の新しい試み

#### (1) カンボジアでの人づくり

カンボジアでは、法曹の質を高め、近代的な法律の運用を行うことができる法曹を育てることが喫緊の課題となっている。同国は、フランスの保護国として、法の面でもフランス法の支配のもとにあった。1953年に独立を達成後も内戦が勃発し、ポルポト派による知識人の虐殺により、法曹人口は激減し、1979年当時、カンボジアに残っていた裁判官は4・5人だったと言われている。1993年に新生カンボジア王国が成立してから、多くの国や国際機関がカンボジアに対する援助をしてきた。法整備の面でも、フランスが刑事法関係の起草を支援しているほか、日本が民法・民事訴訟法草案の起草を支援し、ADB（アジア開発銀行）も土地法の制定に寄与した。その他にも、アメリカ、オーストラリア、世界銀行など、多くの国や国際機関が支援をしている。今後は、これら新しい法律を運用できる法曹が必要となっているのである。

カンボジアでは、昨年11月、フランスの支援で王立司法官職養成校が開校し、裁判官・検察官となる50数人の修習生が修習を行っている。カンボジアの法曹教育が持続的に発展していくためには、カンボジア人自身の手により法曹教育を行っていく必要があるが、現状では、フランスの裁判官が常駐してフランス語で刑事法を教えているほか、ADBの土地法講義、国連人権高等弁務官事務所による人権に関する講義、GTZ（ドイツの国際協力機関）によるジェンダーに関する講義、シンガポールによる英語講座等、外国や国際機関に講義を受け持つもらっている部分が半数を超えていている。一方、カンボジア側では、カンボジア人の常勤講師がおらず、現職裁判官・検察官が非常勤で講師を務めている程度である。カリキュラムも1・2週間先の予定をようやく立てながら自転車操業をし

ており、教材も各講師のレジュメ程度しかない。こうした状況下で、カンボジアが自らの手で法曹教育を充実発展させていくことは相当の困難を伴うものと思われる。

もっとも、日本の明治の時代を振り返ってみても、明治の初年においては、外国人であるお雇い法律教師、中でもボアソナードがフランス法を我が国に移植するに当たっての主導的役割を果たした。旧刑法（明治 13 年太政官布告 36 号）及び治罪法（明治 13 年太政官布告 37 号）、さらに現行民法の下敷となった旧民法（明治 23 年法律 28 号・98 号）といったこの時期を代表する法典はいずれもボアソナードがフランス語で起草したものの翻訳であり、日本人の創意と工夫の介入する余地があったのは、法典の日本語訳の局面にすぎなかつたといわれている<sup>1</sup>。したがって、カンボジアの現状も国の発展段階からするとやむを得ない面があるが、我が国がその後自らの手で法典の編纂を始め、法学も実務の運用も我が国独自のものを発展させたように、カンボジアも、自らの手による法の建設と運用そして教育という方向に向かうことが望まれるのである。

法務総合研究所では、養成校に対する支援を行うため、国際協力部教官を本年 1 月末から半年間にわたり同校に派遣して民事裁判に関する支援を開始した。それは、カンボジア人が自らの手で法律を活用し裁判ができるように民事裁判の実務を教えようというものであり、さらには、自国民の講師でもって自国民の法曹を育てられるように、講師を養成しながら教材やカリキュラムも一緒に作ろうというものである。カンボジアの法制度が持続的に発展していくためには、法律を作り、運用し、教えることのできるカンボジア人を育てることが重要だからである。

## (2) ベトナムの法曹教育と判決書の改善

ベトナムでは、2004 年 6 月に日本が起草支援をした破産法・民事訴訟法が成立した（破産法については、谷口安平京都大学名誉教授を中心とするグループ、民事訴訟法については、吉村徳重九州大学名誉教授を座長とする部会が、それぞれ支援した）。

破産法は 1993 年企業破産法の全面改正であり、企業再生手続と清算手続を網羅している。この新破産法では、日本の専門家が述べた意見のうち、再生手続と清算手続の分離、破産手続開始原因の明確化、否認権・双務契約の処理・相殺権の各規定の整備などが取り入れられている。他方、日本の専門家から見ると規定が不十分なままの部分があり、問題を残している。例えば、破産手続開始原因が「支払不能」とされているが、それ自体が疎明の難しい事実であるし、企業再生まで含む手続の開始に「支払不能」の要件を要求すれば再生が困難になるおそれがある。また、否認に類似した制度が設けられたが、無効とされる行為が手続開始申立受理の 3 か月前までの行為に限られていることや、相殺禁止の規定が不十分で、破産手続開始申立後に取得した債権又は債務による抜け駆けの相殺を許してしまうおそれがある。

民事訴訟法は、官報掲載がいまだなされておらず、法文の全容が明らかでないので、どの程度日本の専門家の意見が反映されているのか正確には把握できないが、改正作業の経過からすると、日本側の意見に沿った部分では、申立ての限度でしか審理裁判できないという意味での申立主義及び当事者立証主義の採用、自白の不要証事実化などの面で進展したことが期待される。また、同じく日本の学者・実務家で構成する民法改正共同研究会（委員長・前記森嶽昭夫理事長）が民法改正に力を注いでおり、近い将来、改正作業の完成と改正法の国会通過が見込まれる。

---

1 三ヶ月章「法学入門」（昭和 57 年、弘文堂）67 頁

また、ベトナムにおいても、2003年11月の首相決定でベトナム国家司法学院（統一法曹養成校）が設立されており、法務総合研究所では、日本の司法研修所等の協力を得て、カリキュラム・教材作成等のノウハウを移転する支援を行いつつある。この法曹養成支援では、例えば、民事裁判での弁論主義、要件事実、主張立証責任、争点中心審理など、近代的な民事裁判の原則や仕組みを伝えていくことが重要であると考えている。ただし、ベトナムでは、要件事実や主張立証責任等になじみがないことから、その移転は容易ではない。

さらに、ベトナムでは、民事判決書を分かりやすくするためのプロジェクトを実施している。ベトナムの判決書は、長文かつ物語調で網羅的な記載がなされ、原告や原告代理人の言い分も被告との関わりから紛争にまつわる経緯、周辺事情まで詳しく書かれており、被告や被告代理人の言い分も同様に詳しく書かれている。そして裁判所は、まず当事者双方の言い分を法律的に分析して、当事者間で何が紛争となり何が請求されているかを明らかにするのである。その上で、裁判所は、詳細な事実認定を行い法律判断をして本来の結論に至る。このような方式を探る背景には、当事者に主張責任がなかったという事情があり、弁護士による訴訟代理が少ないため裁判所が中心になって当事者の言い分を忖度する立場になったのではないかと思われる。しかし、長い割には（あるいは長いために）、当事者の請求内容がなかなか分からぬ、請求権の発生に必要な要件が何かもよく分からぬ、事実認定と証拠の関係が不明確である等々、様々な問題点が指摘されている。

日本の裁判所では、判決書を分かりやすく簡潔なものにするための改良が重ねられ、争点に絞った審理が判決書にも反映されていて、そこに焦点を当てた判決書が作成されている。法律効果が発生するために必要な要件事実の理論も精緻に構成、展開されていて、判決書でも法律効果発生のために必要な要件が分かるようになっている。日本ほど精緻な要件事実論が必要ではなくとも、分析的な考え方による要件の抽出と整理が論理的な判決を書くために有益だと思われる。

そこで、日本国内では、井関正裕弁護士（元大阪高等裁判所部総括判事）を座長とする研究会を開催し、ベトナムに派遣された長期専門家とともに、ベトナムの最高裁判所に対して、①判決の主題である原告の請求の明確な摘要、②特定された請求権の発生に必要な事実に重点を置いた当事者の言い分の摘要、③争点の摘要、④証拠との関係を明確にした事実認定、⑤内容が明確で簡潔な判決主義の統一などを助言している。初步的なことであるが、分かりやすくかつ要点を明らかにした判決書を作成することは、当事者のみならず国民に理解される裁判となるための必要条件だと思われ、これが公開されて司法の運用が統一されていくことになればベトナム司法にとって大きな進歩となるであろう。

### (3) インドネシアの平和的紛争解決 “ムシャワラ ムファカット” と効率的な紛争解決への支援

インドネシアは、KKNと呼ばれている汚職・癒着・縁故主義がはびこっているとしてしばしば批判されている。裁判の場においても、相手方当事者の呼出し、書証原本の閲覧、判決書の交付などのために非公式な手数料の支払いを求められる、担当裁判官に対して行政や当事者等からの圧力がかかる、民事保全の要件が明確でなく濫用されている、などの批判がなされている。インドネシアに進出する日本企業等からも、訴訟提起は費用がかかり、勝訴の見込みが立たず、勝訴したとしても執行できるか否か不明であるため、ほとんど利用されていないという話を聞く。

法務総合研究所では、このような背景から、インドネシアの司法を迅速で効果的な紛争解決に資するものとしなければならないとの認識に立ち、一昨年から日本での研修を行い、昨年から和解・調停に一つの焦点を当てている。インドネシアの司法の現状では、最高裁

判所に約 18, 000 件の未済事件が存在し（2003 年 1 月時点、ちなみに日本の最高裁の 2002 年末時点の未済件数は 2, 747 件（裁判所データブック（2003）），未済事件の減少が大きな課題となっているため、上訴を減らすための方策の一つとしても和解・調停が注目されている。

インドネシアの民事訴訟法では、裁判官が第 1 回期日に和解勧告をすることが必要的である旨の規定がある。裁判官がこの義務に違反すると上訴理由になるため、裁判官は、必ず当事者に対し、「和解しますか？」と聞くが、単に和解の機会を与えるだけで、和解成立に向けた努力が何もなされない。裁判官に和解を成立させる技術も経験もないため、和解は成立せず、紛争解決手段としては有効に機能してこなかった経緯がある。

しかしながら、300 もの民族グループに分かれる多民族国家のインドネシアでは、コミュニティにおける紛争を、長老等の指導により、全員一致で平和的に解決する手法（“ムシャワラ ムファカット”と呼ばれる）を社会の伝統文化として有している。そのため、司法においても、平和的解決の方策として和解や調停を発展させることができると考えている。インドネシアの裁判所としても、和解調停等により紛争が平和的に解決されれば当事者双方が満足のいく結果（win-win solution と呼ばれる）を得られるし、上訴による最高裁判所の未済の増加を防げるのではないかと考えている。こうした考え方から、インドネシアの最高裁判所は、2003 年裁判所規則第 2 号を制定して、全国の 6 つの地方裁判所と 1 つの宗教裁判所で調停の制度を試行するに至っている。

法務総合研究所では、日本での研修において、実際の和解・調停の技術やこれを行う裁判官・調停員の心構えなどの講義を行っている。インドネシア研修員は、具体的にどのようにすれば和解や調停が成果を上げるのか知りたいということから、日本での研修内容に非常に高い関心を示し、インドネシアで試行され始めた調停の制度に加えて、裁判上の和解を判決が出るまで試みるような運用をインドネシアでもしたいという希望を述べていた。

その他に、インドネシア最高裁判所は、裁判所運営や事件管理等について定めた最高裁判所規定集（ベンチブック）を改訂し、裁判制度のあり方全般にわたる制度的・実務的な改善をしたいとの強い意向を有しており、日本にも支援を要請してきている。インドネシア側の要望があまりに広範であるため、日本の最高裁判所等の協力を得るとしてもどこまでの貢献が可能であるのか、問題点の絞り込みをしているところである。

#### （4）ウズベキスタンの倒産法制度整備支援

ウズベキスタンは、長らくソ連邦の一部を構成しソ連邦系の確固たる法体系を有しこれを運用してきたのみならず、ソ連邦の時代には、ベトナムなど社会主義国から多数の留学生をタシケント法科大学等に受け入れるなど、社会主義諸国における法学教育の中心地であった。1991 年に独立を果たし、漸進的に市場経済化を図りつつあるが、70 数年にわたるソ連邦の支配、長期間にわたり染みついた計画経済の影響は大きく、今なお中央集権的なシステムが根強く生き続けており、政府が価格形成や信用仲介等に強く介入するやり方が広範囲に行われているといわれている<sup>2</sup>。

ところで、ウズベキスタンでは、1994 年 5 月に破産法が制定され、1998 年 8 月の改正に次いで、2003 年 4 月 24 日に改正破産法が採択され、同年 6 月 10 日（第 18 条第 1 項は 2004 年 1 月 1 日から、同条第 4 項は 2005 年 1 月 1 日から）施行された。

その制度や運用を見ると、倒産処理に関しても、国の関与が大きく、経済省に属する企業倒産委員会や検察庁等において、国が持分を有する企業等の財務状況を常に監視してお

2 キムアントン「ウズベキスタンの経済連合」<http://gyosei.mine.utsunomiya-u.ac.jp/insei/021127Anton.htm>

り、破綻した企業の再生や清算を行うため、これら国の機関が破産の申立てを行っている（破産法 25 条）。また、国が租税債権等の債権を有する企業に対しては、税務当局、企業倒産委員会又は検察庁が破産の申立を行っている。このような国の機関の申立による倒産事件が多いのがウズベキスタンの倒産事件の特徴になっている（最高経済裁判所の統計によると、2003 年のウズベキスタン全体における破産申立人の内訳は債権者 22、債務者 0、税務機関 438、破産を担当する公的機関 33、検察庁 338 となっている）。

改正破産法では、新しく監視（日本の保全に一部似ている）や裁判上の再生手続が設けられたが、いまだ施行後間もないことから、実務に定着するに至っていない。また、破産の申立後、監視手続を経て、再生手続か清算手続に移行するが、手続の選択が適切でないとの批判も聞かれる。

法務総合研究所では、一昨年からウズベキスタンの市場経済移行に資するような法制度の整備のため、日本での研修を実施しているが、今年度からは、市場経済化に伴い必然的に発生する倒産企業の清算又は再生のための法制度に焦点を当てた研修を実施していく予定である。支援の実施に当たっては、改正破産法の注釈書の作成を目標とし、改正破産法の解釈の統一と普及に資するとともに、日本の破産法制度等との比較法的研究の成果を注釈書に反映することを目指している。

### 3. 今後の展望

法整備支援は、立法支援に始まり、現在においても、立法支援の重要性に変わることはない。日本の支援により、カンボジア民法・民事訴訟法のように草案が完成し、また、ベトナム破産法・民事訴訟法のように法律が成立したことの意義は大きい。この分野での成果は、日本の学者を中心とした専門家の貢献に負っている。

他方、こうした新しい法律の普及が今後必要となり、新しい法律を運用するための法曹の養成も必要となってくる。三ヶ月章博士は、日本の西欧法継承の歴史を振り返り、「外来の規範を動かし、不慣れな機構と手続を運用する人間の養成、いわゆる『人づくり』ということが一番むずかしい問題であった」と述べられている<sup>3</sup>。現在、法務総合研究所が取り組んでいるアジアの開発途上国での法曹養成（人づくり）も、法曹養成のための教材作成、判決書の改善、事実の整理と争点中心審理、判例の意義など、様々な課題を探り上げ、何が相手国にとって有益なのかを考えつつ、試行錯誤を繰り返しながら進んでいる。三ヶ月博士指摘のとおり、むずかしい問題であるので失敗に終わる試みもあろうが、成功した試みを蓄積していくことにより、日本の法曹養成支援の方法を形作っていきたいと考えている。

---

<sup>3</sup> 前出三ヶ月章「法学入門」59 頁

## 日弁連の国際司法支援活動の将来像

### 1. 日弁連の国際司法支援活動の現状

日弁連の国際司法支援活動は約9年を数えています。当初、日本でのカンボディア王国の法曹の研修を日弁連が受け入れ、それが4年間続きました。その後、国際協力事業団（現在の国際協力機構）（JICA）のカンボディアでの民法・民事訴訟法起草支援プロジェクト、ベトナムでの民法起草支援を含む法整備プロジェクトに参加し、JICAの長期専門家としてカンボディアに2名、ベトナムに3名派遣し、また数多くの短期専門家が現地に派遣されました。そして、日弁連が独自にJICAからの資金をもとに、カンボディア王国弁護士会に対する弁護士養成校支援、リーガルクリニック支援、弁護士継続教育およびジェンダー問題支援を開始してすでに3年がたとうとしています。さらに、日弁連会員の個人的な活動も盛んになり、東チモールへの協力などが行われてきました。

日弁連では、こうした活動の活発化に即応できるように、国際交流委員会に国際協力部を設け、人材バンクとして国際司法支援活動弁護士登録制度を立ち上げ、会計上も一般会計から独立した会計費目管理をすることとなりました。

最近では、JICAの専門家・調整員としてカンボディア、ベトナムだけでなく、インドネシア、モンゴルに日弁連会員が派遣され、現地で汗を流して活動をしています。また、国内の他の機関との連携も強化され、JICAだけでなく法務省法務総合研究所、経済産業省等のプロジェクトに参加する機会が増えました。さらに、他国の弁護士会との共同プロジェクトが行われるようになり、カンボディアのプロジェクトは、米国法曹協会（ABA）、カナダ弁護士会と共同で実施しており、またインドネシア、モンゴルで実施されたABAのセミナーに講師を派遣するなどしています。

### 2. 日弁連の国際司法支援活動の将来像

以上のように、日弁連の国際司法支援活動も徐々に活動の幅と量が拡大していますが、これから日弁連の司法支援活動の方向性について、私案を述べたいと思います。

第1に、より戦略的な取組みが必要だと考えます。日弁連はアジアの弁護士会の一つとしてアジア諸国における法の支配の確立に協力することが求められています。確かに、アジア以外の地域への国際協力活動も必要です。しかし、少ない人的資源を投入して成果を出すには、それを集中することが適当です。こうした視点からすると、アジア弁護士会会长会議（POLA）およびローエイシア（LAWASIA）との連携を図るなどして、アジア地域への集中化と協力内容の充実を図ることが必要であると考えます。

第2に、日弁連の国際協力活動が認知されることが必要です。人権NGOとしての活動は日弁連の活動として重要です。国際協力活動もこうした人権NGOの活動の一つですが、国際社会・国内でこうした活動が認知されることが、よりよい活動につながります。そのためには、適切な広報活動が大切です。また、国際機関や海外の弁護士会との連携も重要です。UNDP、OHCHRなどの国連機関、アジア開発銀行（ADB）などの地域的国際機関のプロジェクトに参加することを検討したいと思います。また、国際法曹協会（IBA）、ローエイシア（LAWASIA）などの国際的な法曹団体との協力、前述のようなABAなどの他の弁護士会との共同プロジェクトの

推進が望まれるところです。

第3に、活動の幅の拡大です。特に、今後はアジア地域での平和構築活動への参加を検討することを望みます。紛争直後の国では裁判制度をはじめ法の支配の基本インフラが崩壊しています。こうした国々における法の支配の構築に、日弁連が当初から携わることができるように研究、国際機関の活動への参加、パイロットプロジェクトの推進などを開始していきたいと考えています。

第4に、こうした活動を支える人的インフラの充実です。現在、国際司法支援活動弁護士登録制度には約100人の弁護士が登録し、活動に参加していますが、この登録を2倍にしていきたいと考えています。

第5に、財務的な支援体制です。現在、カンボディアのプロジェクトはJICAの資金で実施しています。また、専門家の派遣も同機構のプロジェクトに参加する形で行われています。ABAなど他の弁護士会のプロジェクトに参加する場合には、旅費などの費用はそうしたプロジェクトで賄われています。今後、日弁連のプロジェクトでは、他の財団などのファンドから資金を得たり、国際機関からのプロジェクトを受任するなど、多様な資金の給源を求める努力が必要だと考えています。

(日本弁護士連合会国際室室長／カンボディア弁護士会支援プロジェクト・プロジェクトマネージャー)

## (前文)

海外との交流が盛んになる一方の昨今、司法制度改革審議会においても弁護士会としての発展途上国に対する整備支援への積極的な取組みの重要性が指摘されており（二〇〇一年六月一二日同審議会意見書「II 国民の期待に応える司法制度、第3 國際化への対応、3 法整備支援の推進」）、日弁連においてもかかる点を念頭に国際司法支援について重点的に取り組んでいるところである。特に最近は国際協力機構からの要請をうけ、一年以上の長期専門家として発展途上国に弁護士が駐在し、「法の支配」及び「法を通じた人権擁護」に貢献をしてきている。今般駐在弁護士の経験者も広がりを見せてきたことから、本特集では国際司法支援の進捗を概観するとともに、発展途上国の現場に飛び込み、司法支援のため現地の法曹と協力する最前線で活躍する弁護士の経験を伝えることとする。

第二東京弁護士会会員 赤羽 貴

## 国際司法支援の最前線：途上国の現場と弁護士

- 一 はじめに
- 二 日弁連の司法支援の取組み
- 三 国際司法支援の現場における弁護士の役割
- 四 法の支配の実現
- 五 最後に

<文中の(1)～(24)は注書き示す>

### 一 はじめに

弁護士がその職務上海外の案件に取り組んだり、海外の依頼者から国内の紛争や取引の相談をうけることはいわゆる渉外業務として広く行われてきた。しかしながら、海外との接点はあくまでも日本及び当該外国での司法制度を既与のものとして取り組むのが前提であった。

一方で海外、特に途上国との関係においては、日本は世界第二位の経済大国として経済協力をやってきたところであるが、その大宗として道路や建物の箱物の建設支援等を中心とするいわゆるハード面での協力が国際協力機構（「JICA」）等の執行機関を通じて行われてきている。

欧米諸国の援助機関や弁護士会、更には国際機関や国際的なNGO等は、主として途上国において様々な目的・動機付けから種々の法分野において司法支援活動を行っている。共通の目的は広く「法の支配」の確立にあると思われるが、他方各国の通商・外交戦略とも関係していると思われる。例をあげると、米国法曹協会（「ABA」）は東中欧などの地域において積極的に法制度改訂（Central European and Eurasian Law Initiative:CEELI）を開拓し、米国の援助機関たるUSAIDとの連携の下アメリカ流の法制度の導入に寄与している（1）。また国際機関でいえば、世界銀行、アジア開発銀行（「ADB」）、欧州復興開発銀行（「EBRD（2）」）等は対象国に対して開発援助機関という独自の視点からそれぞれ特色ある法制度支援を行っている（3）。

他方、日本においては、従来から途上国に対し税法等の専門的分野で行政省庁等が助言や人員派遣を行っていたが、弁護士や司法関係者が民事法等の立法支援や法曹養成と

いう根本的な制度支援活動を開始したのはこの数年来のことである（4）。日本においてもかかるソフト面での支援に対する認識は近時広まってきており（5）、法曹界全体での新しい活動のうねりとなりつつある（6）。

注（1） 詳細については、<http://www.ceeljri.org/> 参照。

（2） E B R Dでは法制度支援に関する定期刊行物 Law in Transition を発行している。<http://www.ebrd.com/pubs/index.htm> 参照。

（3） 各国・各機関による司法支援活動の現状を知るにはそれぞれの省庁・機関へアクセスするのが最良である。全世界的に司法支援活動全般を一覧できる公刊物については余り見当たらないが、例えばADBの対象国での支援活動一覧として Law and Policy Reform Bulletin 2003 Edition (Office of General Counsel, Asian Development Bank, <http://www.adb.org/Documents/Periodicals/LawBulletin/bulletin03.pdf>) が簡潔にプロジェクト要約を記載している。また、日本語の文献として、約六年前のデータであるが概観するものとして佐藤安信元会員（現名古屋大学大学院教授）の取りまとめによる「法制度整備支援に関する基礎研究報告書」（国際協力事業団国際協力総合研修所 一九九八年九月）がある。

（4） 一九九九年時点において活動を概観するものとして、松島洋会員「国際司法支援」（日弁連五十年史三二七頁以下）を参照。

（5） 政府司法制度改革審議会の最終意見書でも、今後の法曹界の取組みとしてアジア諸国への法整備支援に関する記載がされている（II 国民の期待に応える司法制度、第3 国際化への対応 3. 法整備支援の推進

（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-2.html>））。

（6） 研究者による調査研究も進展しつつある。「若手研究者からみた法整備支援論」名古屋大学法政国際教育協力研究センター。

なお、種々の資料の提供については同センターの鮎京正訓教授をはじめとする方々のご協力を得た。その他の同センターの活動については、

<http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp/> 参照。

## 二 日弁連の司法支援の取組み

日本弁護士連合会（「日弁連（7）」）では、以下に述べるように、一九九五年以来アジア諸国を中心にこの分野での活動を基本的人権の擁護及び「法の支配」の実現の観点から積極的に展開してきた（8）。支援対象国での具体的な弁護士の業務については本特集の後半において、カンボディア王国、ベトナム、インドネシア、モンゴルにおいて直近まで赴任していた又は現在赴任中の各委員の論稿に譲ることとして、ここでは上記各国等主要な司法支援活動を概観してみる。

### 1 カンボディア王国

カンボディア王国に關係する活動は長い歴史を有している。現在、弁護士養成校への支援、リーガルクリニックの支援、弁護士の継続教育セミナーの開催、ジェンダー問題を扱う弁護士の育成を中心とするJICAのパートナー事業も進行中であり（9）、多数の弁護士がこれらのプロジェクトに出張ベース又は継続的に参加している（10）。

### 2 ベトナム

ベトナムに対する司法支援は、JICAの重要な中枢技術支援活動として位置づけられ

ており、その運営にあたる国内支援委員会に日弁連は委員を派遣し、また弁護士が現地長期専門家（11）として一九九六年以來合計三名が民事訴訟法の立法活動等に携わってきている（12）。近時は、裁判書の体系化活動についても最高裁判所や法務総合研修所との連携の下に弁護士が参加している。

### 3 インドネシア

インドネシアは司法の独立性、廉潔性に疑義が呈されることの多い国であるところ（13）、一九九〇年代後半の経済危機以来IMFやその他国際機関から「法の支配」の強化が要請されており、現在「汚職の追放」等を中心とする司法制度改革の機運が盛り上がっている。インドネシアにおいては今般弁護士法が制定され弁護士がより信頼されるプロフェッショナルとして確立していくことに関する日弁連という弁護士自治を体現している組織や弁護士からの協力要請が予想されるところである（14）。

### 4 モンゴル

モンゴル国は、中国（内モンゴル自治区）とロシアの間に位置し、従前は旧ソ連の強い影響のもと、社会主義的法体系を探っていた。一九九二年の自由主義憲法の制定に伴い、市場経済体制に移行し、様々な経済法制度の導入がなされている。日本による司法支援の現状としては、裁判公開・判例集の出版等を中心テーマにすえたプロジェクトの立ち上げ期にある。また、モンゴル弁護士会の日本に対する期待は大きく、今後の展開によっては、より緊密な協力関係を構築していく可能性を模索している（15）。

### 5 その他の活動

その他の二国間の協力としては、ラオス人民民主共和国に関する司法調査を実施してJICAの同国に対する法整備支援プロジェクトに協力し、弁護士が短期専門家として現地でセミナーを実施したり（16）、ウズベキスタン共和国に対する司法支援のための現地調査を日弁連国際交流委員会で実施し、いかなる協力が可能か模索したこと等がある（17）。

以上の二国間での支援のほか、日本国内でのADBセミナーへの講師派遣協力等国際機関とも連携し、また国際開発法研究所（「IDLJ」）やEBRD（18）での司法支援活動等に従事した弁護士も存在する。

注（7） 本稿は、筆者のEBRD法務部司法支援改革（Legal Transition Programme）担当弁護士（一九九七年—一九九八年）としての経験及びその後の日弁連国際交流委員会での活動を通じて得た知見等に基づくものであり、筆者の現在又は過去における所属機関・団体の見解ではない。

（8） 日弁連の活動については、矢吹公敏会員「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト報告」（「自由と正義」二〇〇三年二月号六〇頁以下）及び同論文に引用の諸論稿並びに同会員「日弁連によるカンボディア王国司法支援の概要」（法務省法務総合研究所国際協力部 ICD NEWS 以下、単に「ICD NEWS」という。）第五号四頁以下（二〇〇二年九月））及び同号の特集「日本弁護士連合会の法整備支援活動」の諸論稿参照。

（9） 詳細は日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトチーム「JICA開発パートナー事業の中間報告書（二〇〇二年九月—二〇〇三年九月）」を参照。なお本事業に関する中間報告会が二〇〇四年八月二日に弁護士会館にて

行われた。

- (10) 弁護士個人ベースでの支援活動について、矢吹公敏会員＝桜木和代会員＝山田洋一会員 「国際的司法支援の様々なかたち一カンボディアで汗を流した弁護士たち」（「自由と正義」一九九九年八月号一四頁以下）等参照。
- (11) ベトナムでは一年以上滞在する長期専門家が JICA、最高裁、法務省、日弁連から最大時四名派遣されている。ベトナムに関する研究報告として塚原長秋会員「ベトナムにおける担保権の実行」ICD NEWS 第五号八四頁以下（二〇〇二年九月）
- (12) その他現地での JICA 主催のセミナーや日本でのベトナム司法関係者の研修に、多数の弁護士が講師として派遣してきた。
- (13) 丸山毅 「インドネシアにおける司法改革の動向」ICD NEWS 第八号一〇三頁以下（二〇〇三年三月）
- (14) 平石努会員 「各国法整備支援の状況－インドネシア」ICD NEWS 第一六号一七頁以下（二〇〇四年七月）
- (15) 田邊正紀会員「各国法整備支援の状況－モンゴル」前注二三頁以下
- (16) 「ネット座談会 日弁連の国際司法支援活動－現状と希望・課題」（相馬卓会員の発言部分等）国際交流委員会ニュース No.2（二〇〇一年五月一日日弁連新聞）
- (17) 日本弁護士連合会国際交流委員会 「ウズベキスタン司法調査報告」（ICDN NEWS 第一〇号三頁（二〇〇三年七月））
- (18) EBRD の活動を紹介する日本語の文献として国際協力事業団国際協力総合研修所 「途上国に対する法制度整備支援－5. 欧州復興開発銀行の法制度整備支援（報告者：ジェラルド・サンダース＝赤羽貴）」また、EBRD がモデル法として作成した模範担保法の解説として佐藤安信＝赤羽貴＝道垣内弘人「欧州復興開発銀行・模範担保法の紹介と解説（上）（下）」（NBL 二〇〇〇年六九五号七五頁、六九六号七九頁）参照。

### 三 國際司法支援の現場における弁護士の役割

国際司法支援における弁護士の関与の仕方としては、その弁護士の属する支援機関の目的や性格（国際機関又は二国間援助機関か）等により異なるが、大枠以下のとおりと思われる。

#### 1 相手国・プロジェクトの選定

司法支援は、まず対象国を選定し、その中でいかなるプロジェクトを構築し支援していくかという過程から始まる。弁護士が関与する段階において既に支援対象の国及びプロジェクトが選定されている場合もあるが、国際機関等場合によっては支援の対象国や法分野についての選定の役割を弁護士が担うことがある。原則として「法の支配」の面から当該国にとって必須な法分野が援助対象となる。また、国際司法支援を供給する立場からすると他の国・機関が既にかかわっているプロジェクト対象については、原則的に重ならないように選定するのが通常である。その理由としては、数少ない司法支援のリソースを他国とオーバーラップして供給することは許容しがたいからである。すなわち、仮に支援が重複すれば対象国としては各支援機関からの提案を比較吟味することとなり、また支援の結果についてどの立法モデルを受容するかについて選択肢があり、複数の支援対象の結果から取捨選択することになる。これは司法支援を供給した立場からすると、支援しても最終的にはその結果が当該対象国において制度として反映されないという結果になる虞があり、リソースの効率的活用からして疑義があると考えるのであ

る。一方、他の国・機関が行っているプロジェクトについて、供給できるスキルの違いから相乗りし又は分野を補強しながら国際司法支援を行うという方法も考えられるので、その点も考慮する必要がある。

## 2 相手国のコミットメントの見極め

対象国及びプロジェクトの選定の際に重要なのが、対象国のコミットメントである。無償支援においては特に対象国側の金銭的負担が少ないことから、対象国から比較的安易に司法支援の要請があることも国際的には決して少なくない。対象国からの申し出は通常、司法省、法務省等の司法関係省庁からなされるが、途上国においては司法省等の政府内における影響力が必ずしも高くないことも往々にしてある。そのような場合に司法支援を開始した後に、担当省庁の政府内影響力の低さから、国全体としてのコミットメントに欠けることもあり得る。国によっては、大統領府や首相府の統括力が非常に強い場合もあり、対象国におけるカウンターパートの見極めが重要である。支援が最終的に目指すものが立法や制度改革を伴うものである場合には、国会等の立法機関に法案を提出する必要があり、かかる法案提出にあたって行政府・国全体としてのコミットメントが必須となるからである（19）。

## 3 プロジェクトの進行

支援対象プロジェクトにおいて、まず基本的な範囲・条件等（「TOR」）を策定して支援の対象を決定することが通常である。TORに基づいて司法支援のワーキンググループを構成し、現地における弁護士又はコーディネーター、支援国・支援機関の内部的な体制を整えることとなる。この点、JICAにおいてはいくつかのプロジェクトにおいて重要中枢技術支援として、国内の学者、有識者及び弁護士から構成される国内支援委員会を設置し、またJICAから対象国に派遣された弁護士等の長期専門家が現地での調査、説明その他コーディネーション等の重要な機能を発揮している。プロジェクト関係者としてその他重要であるのが、対象国のメンバーである。上記のとおり責任ある省庁を選定し、かつ担当者をグループに選定することが肝要であり、プロジェクトによつては司法関係者のみならず、大統領府及び関係する機関（経済法であれば財務省等の省庁）からメンバーを入れることもある。対象国におけるメンバーに関しては、立法作業の場合最終的に法案提出の際の関係機関を見据えながら選ぶことがポイントとなる。

## 4 現地弁護士の機能

前述のとおり、司法支援における弁護士の関与のあり方としては、国内の支援側で機能する場合と現地に赴く場合とがある。後者においては現地国において長期にわたって滞在し、司法支援を行う場合（20）と短期的に専門家として赴き、短期の研修調査を行う場合とがあり、それぞれ別の機能が想定されていると思われる。JICAにおける長期専門家のような場合には現地で知見を広め、司法関係者及び対象国で司法支援を行う他のドナー機関との調整が期待されるものと思われる。また支援国の内外との連絡調整が行われることとなる。基本法等の大きな立法支援の場合には学者等の有識者へのインプットが必須となることから、現地の実態調査、分析や制度構築の示唆、コンセプトや法案のドラフトの現地での説明等現地での専門家として果たす高いコーディネーション能力も必要となる。このように現地弁護士の機能は、非常に幅広く重要で、かつ多くの日本の弁護士が通常行うことの少ない法実状調査やそれに対応した制度を示唆・構築する能力が必要とされることが多い。また前述のとおり、現地においては当該プロジェ

クトの対象となる法制度周辺において他の支援機関等が同様又は類似の援助を行っている場合もあり、他の支援機関との調整が必要となったり、その相互補完性等に鑑みて各支援機関との協力体制を構築する場合もでてくる。この点欧米諸外国の援助機関や国際機関等では司法支援活動についての経験が蓄積されており、かつ植民地支配等を通じての対象国とのつながりも強い場合には、日本の司法支援の有効性を対象国及び現地の各支援機関に認識させることについてはかなりの努力が必要となろう。

## 5 コンサルタントの活用の可能性

以上対象国に駐在又は派遣される司法支援弁護士としての役割を述べたが、日本においては行われていないものの、外国の援助機関や国際機関においては司法支援を行うに際して、外部のコンサルタント（主として法律事務所又は会計事務所等）に委託を行うことも珍しくないのでそれに触れることとする。かかる場合においても、プロジェクト選定に至るまでの初期の論点の掘り起こし、プロジェクト選定については支援機関の弁護士が主として担当するのが通常である。立法の支援プロジェクト等において、対象国の実状の調査や、適切な法律案のドラフトを行う段階において外部の法律事務所等へ委託することがある（21）。このような国際司法支援業務を英米等の法律事務所・会計事務所等では一定の業務分野として認識している。日本における司法支援はまだこの段階にないが、今後の展開を考えると将来的にはこのような弁護士の関与のあり方も考え得るところである。ただし、途上国の立法支援等における外部コンサルタントの活用は、当該コンサルタントの母法にひきずられがちで必ずしも十分な調査なく対象国の法実状に合わない立法制度を押し付けることになるのではないか、という批判がなされることもある。

## 6 司法支援弁護士としての Capacity Building

司法支援活動において支援国（機関）や現地での弁護士の役割は対象国におけるプロジェクトの見極めと選定、法実状の調査・分析、プロジェクトに関する現地及び支援国関係者との調整と進行管理、現地政府・他の支援機関との調整やプレゼンテーション、支援側への連絡報告等と多岐にわたりその重要性は非常に高いものといわなければならない。外国において司法支援活動にかかわる関係者は、多くはそれに専門的に従事する者であり、他の援助機関との調整や支援慣れしている対象国関係者との協議や説得にも経験を踏んでいることが多い。これに対し、日本の弁護士として普段の法廷や相談業務を中心とする実務からすると法律家としての専門性の面においては十分であっても、支援活動には不慣れな「調整」「コーディネーション」業務が多く含まれる上、それらの過半を外国語（多くは英語）でより経験豊富な関係者と行う必要があり、決して有利な立場にあるとは言いがたい。欧米では司法支援をより戦略的にとらえた上の蓄積がある一方、やはり支援国側の制度を「よい制度」として移植しがちである。これに対し、日本の弁護士をはじめとする法曹関係者は、明治維新以降欧米先進国の法制度を研究しそれなりに受容してきたという歴史的経緯から、対象国の制度変革の困難性やそれに取り組む人々への理解という点においてより深度ある態度が現れ、それが決してナイーブではない国際司法支援の舞台における強みと転化できるのではないかと考えている。

注（19） 司法支援の成果物として法律の草案はできたものの、支援対象国において様々な事情から立法化されていないケースは珍しくない。

（20） A B A の C E E L I においては米国弁護士が現地に長期駐在して対象国に

アドバイスしている。

(21) かかる調査委託及び法案の作成については委託料が一定額以上であれば、当該支援機関における調達規定に従い、入札等により外部コンサルタントが選定されるのが通常である。

#### 四 法の支配の実現

「法の支配」は法律の整備並びにその適正な執行・運用にかかわっている。国際的な司法支援活動というと、つい外国での立法活動等に着目しがちである。多くの途上国では法律自体が整備されておらず（「書かれた法」の不存在）、その弊害として恣意的な行政措置や運用がなされていることから、立法支援が必要となる。

他方、法律が制定されていても、法文や裁判所の司法判断が一般にアクセス困難であり、また法律の適用を担う法曹が恣意的な運用や誤った解釈実務を行うことにより、法律が適正に執行されていない場合も多い（「法の支配」の実効性の欠如）（22）。

##### 1 法制度の全般性

法の支配ということを考える大前提として、法律が広く制定されているということが必要である。途上国においては立法面が欠缺しており、国民の権利義務の調整に必要な立法において不備が多く（23）、法律にかわりその他の恣意的実務ないしは暫定的な行政行為が行われることがある。この点を解決して法の支配を目指そうとするものが立法支援活動であるが、法制度全体の秩序として当該対象国が大陸法系か、英米法系か（そもそも社会主義的法制度であったか）ということによっても支援内容が大きく左右される。立法支援は、援助機関としての活動としても、目に見える形として残るという意味において意義の大きなものである。その一方で、法規範の定立という点が含まれることから各国の援助機関や国際機関の支援においてそれぞれの基本的法意識が入りこみやすい分野であり、当該立法措置が対象国の法の実状、又は錯綜した権利義務の解決に適切なものかという点が常に考慮されなければならない。司法支援の供給側のみの理論により、場合によっては同一対象国において近接した法分野において各援助機関により英米法系又は大陸法系という法制度がパッチワークのように隣接しあっていることが見受けられることもある。この場合、各法領域における解釈の整合性等において多くの問題が生じ得る。

##### 2 法の支配の実効性

立法がなされても、法文や判例が現実としてアクセス可能であり、またそれが適正に効力あるものとして執行されなければならない。ここで問題になるのが司法制度でありそれを担う法曹である。途上国においてはリーガルサービスの質や法曹の倫理欠如・汚職等の問題から裁判制度や法曹一般に対する信頼が欠けていることがある。この点において弁護士をはじめとする途上国における法曹が立法・司法制度をよく理解し、法律家として高い倫理と適正なスキルをもって法の執行・運用を担う必要がある。かかる法曹養成は非常に長期にわたるものであり、一、二年で完遂できるものではない。これに対し、より明確な形での業績としての立法に支援機関としては着目しがちで、一旦法律が成立すると目的が達成されたとしやすい傾向にある。しかしながら、「法の支配」を確立するためには、法制度の全般性＝立法支援とともに、その実効性担保＝法曹の養成・教育の充実等が車の両輪として非常に重要と考えられる（24）。

注（22）「法制の有効性」を問題と指摘するものとして「途上国に対する法制度整備支援（前掲注17—4. 海外援助機関における法制度整備支援の現況 報告者：佐藤安信）」（特に一九頁以下）。またEBRDでは毎年移行経済国について主に商事法制度のExtensivenessとEffectivenessを数値化して発表している。

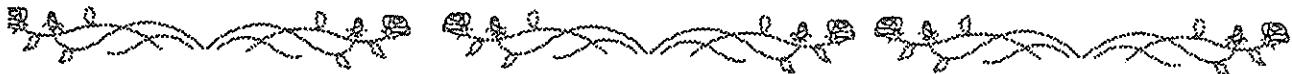
（23）社会主義経済から自由主義経済への移行国に関してはそもそも社会体制の相違から所有権や裁判制度など法概念の根本において大きな転換を迫られる。

（24）この面においても日弁連がカンボディア王国で重要プロジェクトの一つとして取り組んでいる弁護士養成校・継続教育セミナーは注目に値する。

## 五 最後に

このように、日弁連、弁護士はここ数年、短期のみならず長期にわたり対象国に滞在して現地の司法関係者と密接に協力していく態勢をとりつつある。弁護士の日常活動は当然のことながら既存の法体系を前提としてそれを解釈し、すこしでも依頼者の利益を保護し、ひいては「法の支配」を実現していくことにある。司法支援活動にかかわる弁護士は、かかる解釈家としての役割にとどまらず、新しい制度（各種実質法や手続法の制定や弁護士制度）構築に携わることにより法曹として知見を大きく広げることが可能となる。

もちろん本特集で各国に駐在経験を有する会員からの論稿にあるように、思うように現地政府関係者とのコミュニケーションがとれなかつたり、また活動に対する認識のずれがあつたり、弁護士としては慣れない調整業務に戸惑つたりすることが多々あることも事実である。しかしながら、国際司法支援活動は「法の支配」の根本を構築する現場において貢献し、現地の法曹関係者と何物にも代えがたい信頼関係を築き上げができる極めて貴重な機会である。他方日本の弁護士二〇〇〇〇人超の中、現状でこれら現場で司法支援活動に携わる弁護士はわずか數十名に過ぎない。今後アジアをはじめとする諸外国での「法の支配」の実効性を確保する必要性がますます高まる中、国際司法支援活動弁護士登録制度や隨時行われる国際司法支援研修会等を積極的に活用して、司法支援に関する情報にアンテナを張り巡らし、より多くの志ある弁護士が国際司法支援という大きな国際的フォーラムで活躍してくれることを願いとして本稿の結びとしたい。



発行日：平成17年1月12日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子 浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL.03-3505-0525 FAX.03-3505-0833